

**【オンラインセミナー】 2/2(水)開催**  
**ドリームサポート社会保険労務士法人・マーシュジャパン株式会社 共催**  
**2022年から中小企業適用！**  
**労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正点と対策**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。私どもマーシュジャパンはドリームサポート社会保険労務士法人とともに、ウェビナー「2022年から中小企業適用！労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正点と対策」を開催する運びとなりました。

2020年6月に施行された労働施策総合推進法（パワハラ防止法）は、2022年4月1日には中小企業も対象になります。パワハラ防止法に違反した企業は、厚生労働省による勧告や、企業名の公表のペナルティが課される等の重要な事項を含んでいます。同時に、企業活動においても、今まで以上に会社業績や株価に大きな影響を与える元となり、リスクマネジメントにおける重要な要素となっています。

本セミナーでは、ドリームサポート社会保険労務士法人より第一部にて全国約300社の顧問をつとめる社会保険労務士の立場から、ポイントと具体策についてお話いただきます。第二部ではマーシュジャパン株式会社よりパワハラの実例をもとに職場への影響と対応策をご説明いただきます。第三部では、本セミナーでのご質問についてそれぞれ専門的な意見を踏まえ、対談形式でご説明致します。

2022年から中小企業適用！	
労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正点と対策	
催日時	2022年2月2日（水） 14:00-15:30
会場	WEB 開催（オンラインセミナー）
参加費	無料
第1部	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場からパワハラをなくすには？</li> <li>・ パワハラをなくすための優先順位・対応ポイント</li> <li>・ パワハラの影響と法的責任</li> </ul> <p>ドリームサポート社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 代表 安中 繁</p>
第2部	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワハラに起因する労災事故</li> <li>・ 使用者責任と安全配慮義務</li> <li>・ もしものとき 資金調達</li> </ul> <p>マーシュジャパン株式会社 シニアマネージャー 池淵 侯</p>
第3部	パネルディスカッション・質疑応答

**参加お申し込み**

右のQRコードよりお申込みフォームにアクセスいただき、必要事項を入力の上、ご登録をお願いいたします。



セミナー事務局 : マーシュジャパン株式会社 溝垣 奈未

Mail : Nami.Mizogaki@marsh.com Tel : 03-6775-6007 (部門代表)